

令和3年門審第28号

裁 決
漁船A浸水事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官福間功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年4月3日04時55分

山口県奈古漁港

2 船舶の要目

船種船名 漁船A

総トン数 4.2トン

登録長 11.16メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 235キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和63年6月に進水した一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船体船尾部に操舵室を有し、同室下方に船室を、操舵室前方に機関室を、船首甲板に魚倉8個をそれぞれ配置していた。

機関室には、中央に主機を、左舷船首側に発電機を、主機の左舷側にビルジ排出用ポンプをそれぞれ装備していた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和2年4月2日06時00分奈古漁港を発し、山口県見島南東方沖合の漁場で操業したのち、同漁港に帰港し、14時30分奈古港浜崎防波堤灯台から047度（真方位、以下同じ。）330メートルの地点で、船首を015度に向け、船首着けで岸壁に係留した。

a受審人は、次回の航行に備え、機関室の船底に溜まっていた海水の排出作業をすることとし、ビルジ排水用ポンプの調子が悪かったので、魚倉の海水を船外に排出する簡易移動式ポンプ（以下「排水用ポンプ」という。）を機関室右舷側に配置して同作業を始めた。

a受審人は、排水ホースを右舷船尾部ブルワーク越しに舷外に出し、同ホース先端を海面下に投入して海水排出作業を行ったのち、同ホースを海中に投入したまま同作業を終えて帰宅した。

Aは、無人の状態に係留中、船内に海水が浸入し、翌3日04時55分奈古港浜崎防波堤灯台から047度330メートルの地点において、a受審人の知人が左舷側に横転していることを発見した。

当時、天候は曇りで風力3の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

a 受審人は、知人からAが横転している旨の連絡を受け、急ぎ係留地点に赴き、事後の措置に当たった。

その結果、機関等に濡損を生じ、のち廃船処分された。

(原因の考察)

本件浸水は、奈古漁港において、無人の状態であつた船内に海水が浸入したことによって発生したものであるが、海中に投入されたままの状態であつた排水ホースが関与した可能性が考えられるものの、船内に海水が浸入するに至つた状況を明らかにすることができない。

(原因及び受審人の行為)

本件浸水は、奈古漁港において、無人の状態であつた船内に海水が浸入したことによって発生したものであるが、その原因を明らかにすることができない。

a 受審人を懲戒しない。

よつて主文のとおり裁決する。

令和4年3月29日

門司地方海難審判所

審判官 山本哲也